

議案第 3 号

富津市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富津市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 4 年 8 月 2 7 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

現物給付による子ども医療費の助成対象を現在の小学校 3 年生までの子から中学校 3 年生までの子に拡大するとともに受給券等に関する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。

富津市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

富津市子ども医療費の助成に関する条例（平成22年富津市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第5条及び第6条を次のように改める。

（受給券）

第5条 子どもの医療費の助成を受けようとする助成対象者は、あらかじめ規則の定めるところにより市長に申請し、助成を受ける資格を証する書類（以下「受給券」という。）の交付を受けるものとする。

2 前項の規定により受給券の交付を受けた助成対象者は、医療保険各法に基づき指定された県内の病院、診療所、薬局等（以下「保険医療機関」という。）において被保険者証及び受給券を提示し、診療等を受けるものとする。

（助成の方法）

第6条 市長は、前条第2項の規定により助成対象者が被保険者証及び受給券を提示し、診療等を受けたときは、保険医療機関に助成する額を支払うものとする。ただし、助成対象者が保険医療機関以外で保険給付を受けたとき又は受給券を提示しなかったときは、助成対象者に助成する額を支払うことにより行うことができる。

2 前項ただし書の規定による助成を受けようとする助成対象者は、一部負担金の支払を行った日の翌日から起算して2年以内に規則の定めるところにより市長に申請するものとする。

第7条中「第5条第1項本文」を「前条第1項本文」に、「前条」を「第5条第1項」に改める。

第8条第2号中「第6条」を「第5条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の富津市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に行われる医療に係る医療費の助成から適用し、同日前に行われる医療に係る医療費の

助成については、なお従前の例による。